

家のリフォームなどをお考えの方へ

追加予算額

200万円

# 「住宅リフォーム促進事業」を追加募集します

経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業を追加募集します。

「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替える」など、日野町にお住まいの皆さん、住宅の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築産業や商業関係への民間需要を呼び起こし、経済対策として個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。



## 平成24年度 リフォーム実施例



Aさん宅のリフォーム前



Aさん宅のリフォーム後

### ◆申し込みの条件

- \*次の要件をすべて満たす方
- ・町内に住所を有し、居住されている方
- ・助成対象住宅を所有されている方  
(同一世帯の方を含む)
- ・国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方
- ・町税や使用料や町の各種融資の償還に滞納がない方
- ・過去にこの事業の助成を受けたことがない方（助成を受けたことがない住宅）

### 【対象工事】

- \*次のいずれかに該当するものの老朽化、災害等による住宅の修繕・改修・補修の工事
- ・住宅の模様替えのための工事
- ・便所・台所・浴室等の公共下水道関連工事（ただし、屋外工事は助成対象外）
- ・対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
- ・日野祭を見るための棧敷窓の設置

### ◆交付申請

事前申し込み後、抽選などの方法により助成金が受けられるようになつた場合には、改めて交付申請書を提出していただきます。交付申請書の提出後に、適当と認められた場合には交付決定を行います。工事は、交付決定後に着手し、年度内（平成25年3月31日まで）に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできませんので、「了承ください」。

◆対象住宅  
自らが所有し、居住している住宅  
共同住宅等は専有部分のみ対象（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）

・町内に本社を有する法人が個人の施工業者を利用すること  
・対象の工事費が20万円以上であること  
・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事であること

◆助成金額  
対象工事費の10%（最高10万円）  
※千円未満切り捨て

### 【申し込み期間】 10月1日（月）～15日（月）

◆交付方法  
町が指定する商品券で交付

問い合わせ先

商工観光課 商工観光担当  
⑤6562 有線⑤8965